

〈議案第5号〉

令和5年度鈴鹿市地域公共交通計画の評価等結果(案)

目標	評価指標	目標値 (令和9年度)	目標を達成するための施策	調査方法	達成状況・分析	評価	次年度に向けた課題や取組
①路線バス利用者数を回復する	三重交通鈴鹿管内路線の利用者数	1,288千人 (令和元年度水準)	地域間幹線バス、廃止代替バスの運行を維持し、市内の拠点と隣接する都市を結ぶ路線を確保	バス事業者の有する乗降データを用いて計測	・1,086千人 ・令和5年度は前年度比3.91%利用者が回復した。 ※令和2年度:935,100人 ※令和3年度:954,300人 ※令和4年度:1,045,000人 ※令和5年度:1,085,900人	未達成	・新型コロナの影響で減少した路線バスの利用者数は回復傾向にあるものの、現状の路線、運行便数等においては、コロナ前の利用者数の水準まで回復するのは難しい状況。地域間幹線バスを対象として利用状況に応じた運行ダイヤの見直しを実施する。 ・地域住民だけでなく市外からの来訪者の利用を促すために、交通事業者と連携して、利便性向上に繋がる取組を実施するとともに、情報発信やバスの乗り方教室等を実施していく。
②C-BUS利用者数を回復する	C-BUSの利用者数	232千人 (令和元年度水準)	C-BUSの運行を維持し、必要に応じて路線や運賃体系の見直しを行い、市内の拠点間を結ぶ路線を確保	市が有する乗降データを用いて計測	・192千人 ・令和5年度は対前年度比102%となり、利用者が回復した。 ※令和2年度:178,323人 ※令和3年度:182,327人 ※令和4年度:188,356人 ※令和5年度:191,544人	未達成	・C-BUSの利用者は回復傾向にあるが、運行維持に必要な市の財政負担額が増加傾向にあり、さらなる利用者の獲得や収支率の増加を図る取組が求められている。 ・令和6年度は、市内の移動実態とICカード利用者の乗降データを分析し、C-BUSのあり方を検討(移動ニーズに対して、サービスが適切であるか評価)する。 ・地域住民の利用を促すための情報発信やバスの乗り方教室等を実施していく。
③鉄道利用者数を回復する	伊勢鉄道、近鉄鈴鹿線の利用者数	2,600千人 (令和元年度水準)	主要バス停や鉄道駅における待合環境の安全性・快適性の向上や乗継の利便性の向上を図る	鉄道事業者の有する乗降データを用いて計測	・2,386千人 ・令和5年度は対前年度比約3.1%利用者が回復した。 ※令和2年度:1,976,571人 ※令和3年度:2,102,808人 ※令和4年度:2,314,547人 ※令和5年度:2,386,253人	未達成	・新型コロナの影響で減少した定期利用者数は回復傾向にある。一方で、リモートワークの普及などもあり、定期外利用者数はコロナ前の水準まで回復するのは難しい状況。出張や観光利用等の定期外旅客に向けた利用促進策が必要となる。 ・F1開催に際しては、鈴鹿F1日本グランプリ地域活性化協議会において公共交通機関の利用促進を推進しており、広報、販促を通じて鉄道利用を更に推進する。また、通訳ボランティアを強化し、ホスピタリティを向上させ鉄道利用での交流人口増加に努める。 ・地域住民だけでなく市外からの来訪者の利用を促すために、情報発信、各種イベント・キャンペーンの実施、待合環境の改善、乗継利便の向上を図る取組を実施していく。
④地域における主体的な取組を支援する	令和4年度以降、行政と協働し、地域における移動手段の導入について検討した地域づくり協議会の数	4つ (令和9年度までに)	新たな移動手段の確保に向けた手順やルール、行政による支援内容等を明記した「手引書」を作成し、地域が主体となって移動手段を検討・導入できるよう取組体制・支援体制を構築する	令和5年度の市の取組からカウント	・なし ・鈴鹿市が主体となったデマンド型交通実証運行事業を3地域(一ノ宮、久間田、石葉師)で実施中であり、将来的に地域における主体的な取組につなげていく。	未達成	・市内の公共交通空白地域等の移動に課題がある地域において、移動手段の確保が求められている。 ・地域組織が主体となり、新たに移動手段を検討・導入していく際の手順や関係者の役割分担を示した「手引書」を作成したが、令和6年度は、地域組織の取組に対する行政の財政支援メニューを決定する。
⑤利用促進の取組を増やす	利用促進の取組の実施回数	年間6回 (令和元年度水準)	地域公共交通に関する情報発信、出前講座やイベント・キャンペーンの実施等により、地域公共交通の利用を促し、維持・確保を図る	令和5年度の市の取組からカウント	・5回 ・バスの乗り方教室を2回、利用促進のための啓発活動を1回、バス路線沿線地域への利用促進チラシの配布を2地域実施した。	未達成	・市民19万5,670人のうち、20~79歳が13万3,640人、市内の自家用車の保有台数が13万2,564台であることから、市民の約65%が自家用車で移動している(令和2年度)。地域公共交通の利用者を増加させるためには、日常生活における移動に地域公共交通を使うきっかけを創出する取組が求められる。 ・交通事業者をはじめとする関係者と連携し、情報発信や出前講座、各種イベント・キャンペーン等を実施していく。

議案第6号

鈴鹿市地域公共交通会議運賃分科会規程の制定について

1 制定理由

道路運送法の改正（令和5年10月1日施行）により、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等を定めようとする場合は、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないように、同法第9条第4項に規定する協議会での協議が必要となった。

法改正の趣旨を踏まえ、本会議の下部組織として、当該運賃等に係る協議を行うための「運賃分科会」を新たに設置するものである。

2 施行期日

議決日（令和6年9月末日頃を想定）

3 制定文

別紙のとおり

鈴鹿市地域公共交通会議運賃分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鈴鹿市地域公共交通会議規程（以下「会議規程」という。）第12条第2項の規定に基づき、鈴鹿市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運賃分科会に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 運賃分科会は、会議規程第3条第4号に掲げる乗合旅客運送の運賃・料金等について、専門的な協議又は調整を行うものとする。

(構成員)

第3条 運賃分科会を構成する委員（以下、「運賃分科会員」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長が指名する者
- (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 中部運輸局三重運輸支局長が指名する者
- (4) 住民又は利用者の代表

(役員)

第4条 運賃分科会に、運賃分科会長を置く。

- 2 運賃分科会長は、交通会議の会長が指名する。
- 3 運賃分科会長は、運賃分科会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 運賃分科会の会議は、運賃分科会長が招集し、議長となる。

- 2 運賃分科会の会議は、運賃分科会員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 運賃分科会員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ運賃分科会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該運賃分科会員の出席とみなす。
- 4 運賃分科会の会議の議事は、出席した運賃分科会員の4分の3以上の賛成をもって決することができる。
- 5 運賃分科会は、必要があると認めるときは、運賃分科会員以外の者に対して、資料を提出させ、会議への出席を依頼し、又は助言等を求めることができる。
- 6 運賃分科会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議を公開するこ

とにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合は、会議に諮って、公開しないことができる。

(報告)

第6条 運賃分科会長は、運賃分科会の協議結果について、交通会議に報告するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第7条 運賃分科会員の報酬及び費用弁償については、会議規程第18条各項の規定を準用するものとする。

(庶務)

第8条 運賃分科会の会議の庶務は、交通会議事務局が行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

議案第7号

鈴鹿市地域公共交通会議分科会規程の一部改正について

1 改正理由

道路運送法の改正（令和5年10月1日施行）の趣旨を踏まえ、本会議の下部組織として、当該運賃等に係る協議を行うための「運賃分科会」を新たに設置することに伴い、本規程に規定する所掌事務について、所要の規定整備を行うため。

2 改正内容

- (1) 「会議規程第3条各号に掲げる事項」を「会議規程第3条各号に掲げる事項（会議規程第3条第4号に掲げる乗合旅客運送の運賃・料金等を除く）」に改める。（第2条関係）

3 施行期日

議決日（令和6年9月末日頃を想定）

4 新旧対照表

別紙のとおり

鈴鹿市地域公共交通会議分科会規程 新旧対照表（傍線部分）

改正後	改正前
<p>第1条 略</p> <p>第2条 分科会は、会議規程第3条各号に掲げる事項（<u>会議規程第3条第4号に掲げる乗合旅客運送の運賃・料金等を除く</u>）について、専門的な協議又は調整を行うものとする。</p> <p>第3条～第9条 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>第2条 分科会は、会議規程第3条各号に掲げる事項について、専門的な協議又は調整を行うものとする。</p> <p>第3条～第9条 略</p>

附 則

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。